

消費生活センターにご相談ください

消費豆知識 116

小さいサイズのフライパン ～調理には注意が必要です～

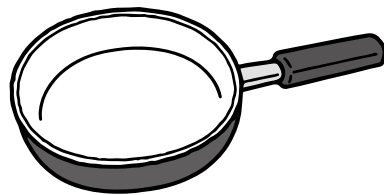
事例1 一人暮らしにちょうどよさそうな20センチサイズのフライパンを買った。炒め物をしようとガスこんろの五徳の上にフライパンを置き、油を入れたとたん急に傾いた。熱い油がこぼれたら、やけどをしていたかもしれない。

事例2 22センチサイズのフライパンの取っ手に、ガスこんろの炎が当たり、取っ手部分の樹脂素材が溶けた。そのためフライパン本体から取っ手が外れ、調理したものが足の上に落ち、やけどをしてしまった。

・小さいサイズのフライパンをガスこんろで使う場合、ガスこんろの調理油加熱防止装置が鍋底を押し上げて、フライパンが傾いたり落下したりすることがあります。取っ手を持ちながら調理しましょう。

・小さいサイズのフライパンの中には、調理油加熱防止装置があるガスこんろの使用や揚げ物の調理を禁止しているものもあります。商品の表示を確認するなど、使用目的に合ったものを購入しましょう。

・小さいサイズのフライパンは、取っ手の根元部分が炎に近く、鍋底からはみ出した炎が、直接取っ手の樹脂部に当たり、取っ手が損傷するおそれがあります。火力に注意が必要です。



▼相談日時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～4時

▼相談場所 上三川町消費生活センター（役場1階 地域生活課内）

▼相談専用電話番号 ☎ 9153

まずは、お電話を。消費者ホットライン11888でもつながります。

上三川ごぼれ話 ～第6話 出土品はだれのもの～

日本全国には約47万箇所もの遺跡が残されており、毎年約8千件の発掘調査が行われています。本町にも130遺跡が残されており、毎年数件の発掘調査が行われています。

これらの遺跡は日本の歴史を知るための貴重な文化財であり、文化財保護法という法律で守られています。一方で、私たちが快適な暮らしを送るために土地を開発することもまた大切なことです。遺跡のある場所で土木工事を行う場合、発掘調査を行ってから工事に着手します。発掘調査にかかる費用は決して安いものではありませんが、遺跡がなくなってしまう原因を作った方の社会的責任のもと負担してもらいます。

さて、遺跡から出てきた土器や石器などの出土品は誰のものなのでしょうか。実は、これらの出土品は落とし物として最寄りの警察署に届け出ることが遺失物法という法律で定められています。そして、半年間落とし主が現れなければ、文化財として国民共有の財産となります。希に、出土品に金銭的な価値がある場合は発見者とその土地の所有者で揉めることもあるとかなないか。

出土品は、主に地方公共団体が管理していくこととなります。本町の場合、大山にある旧明治小学校体育館を改修した施設で管理しています。コンテナに収められた出土品が所狭しと並べられています。郷土の歴史が刻まれた文化財、次の世代のために大切に守っていきましょつ。



文化財の収蔵庫

▼問い合わせ先 生涯学習課 生涯学習係 ☎ 9159